



Information Board

くらしの情報

教育

「職業講話会・職業調べ・職場体験」 協力事業者募集

問 長与第二中学校 担当:浦、滝本、平田
☎883-6259(平日9時~16時)

キャリア教育の一環として、活動にご協力いただける事業者の方を募集しています。ご協力いただける事業者の方は二次元コードを読み取り、登録をお願いします。ご不明な点などは担当までご連絡ください。

【職業講話会】7月上旬(2時間程度)
【職業調べ】10月中旬から下旬(半日程度)
【職場体験】7月3日⑩~5日⑩
(3日間)※2日間以上でお願いします。

【登録事項】

- ・事業所名
- ・住所
- ・代表者名
- ・連絡先(日中連絡がつくもの)
- ・メールアドレス(任意)
- ・受け入れ可能人数



サイエンスに興味のある小中学生必見 長崎大学ジュニアドクター育成塾 基礎コース受講生募集

問 長崎大学生涯教育センター☎819-2233

時 6月下旬~12月(予定)
講座は月4回程度、土日祝日実施。
長期休業中は平日実施あり。

所 長崎大学文教キャンパス他

対 小学校5年生~中学校3年生

定 40人程度

料 無料(別途、材料費などが必要な場合があります。)

申 申込フォーム送信と課題作文郵送

5月12日⑩

他 詳細は、長崎大学生涯教育センター
ホームページまで

健康・福祉・介護

献血バスのお知らせ -積極的なご参加をお願いします-

問 健康保険課健康増進係☎801-5820

献血はたくさんの人々の善意によって支えられ、皆さまの温かな心が多くの尊い命を救っています。

時 4月23日⑩ 9時~11時、12時30分~16時

所 役場正面玄関

問 問合せ **時** とき
料 料金 **申** 申込み

所 ところ **対** 対象 **内** 内容 **定** 定員
 締切 **他** その他

~長与町国保加入者の皆さまへ~ 高額療養費支給申請が 簡素化されます

問 健康保険課 ☎801-5821

令和6年4月申請分から申請書兼同意書を提出することで、再度の申請は不要となります。支給対象となる高額療養費が発生した場合、振込先として登録済の口座に継続して支給(振込)します。ただし、税の未納や医療機関への未払いがあるなど、適用要件を満たさない場合は簡素化の対象とならない、または停止されることがあります。

令和6年度 高齢者肺炎球菌ワクチン 予防接種助成

問 健康保険課健康増進係
☎801-5820

時 接種期間

65歳誕生日~66歳誕生日の前日まで

所 県下全域の医療機関(一部を除く)
※各医療機関にお問合せください。

対 初めて高齢者肺炎球菌予防接種を受ける方で下記①または②に該当する方

- ①令和6年度に65歳に到達する方
- ②満60~64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスの障害手帳1級相当の方

※高齢者肺炎球菌予防接種は5年以内に再接種しないようご注意ください。また、①の方はハガキがないと受診できません。紛失した際は必ず再発行した上で受診ください。

※令和6年度より年齢65歳到達の方のみが対象となりました。

料 自己負担額 2,000円

生活保護世帯の方は自己負担が免除(生活保護世帯証明書を福祉課で発行し、医療機関へ持参)

老人クラブ連合会催し

問 町老人クラブ連合会事務局(町社会福祉協議会内) ☎883-7760

他 詳しくはお問合せください。

●植木剪定・清掃奉仕作業

時 5月25日① **所** 老人福祉センター周辺

●第34回健康ふれあい大会

時 5月29日⑩ **所** 町民体育館

「マダニ」に注意しましょう!

問 健康保険課 ☎801-5820
住民環境課 ☎801-5824
西彼保健所地域保険課健康対策班
☎856-5059

マダニ 草むらや藪などに生息するダニ
症状 高熱、発疹、下痢など
※重症化すると死亡する場合あり



吸血して
大きくなった
マダニ

農作業や庭仕事、野外で活動する際は、
咬まれないよう注意しましょう!

- ①皮ふの露出を少なくし、防虫スプレーを使用する
- ②身体や服をはたき、ダニに咬まれていないか確認する

もし咬まれたら・・・

痛みやかゆみは少なく、気づかないことが多いようです。

- 無理に引き抜こうとせず皮膚科などの医療機関で処置する。
- 数日~2週間程度経ち、発熱や発疹などの症状が出た場合は、早めに病院を受診する。

ご存知ですか? 特別障害者手当

問 福祉課障害者福祉係
☎801-5827

●特別障害者手当

支給対象 20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、常時特別の介護を必要とする方(支給要件有)。

支給額 月28,840円(令和6年度より金額改定)

支給制限 次のいずれかに該当する時は支給されません。

- ①社会福祉施設に入所している時
- ②病院などに3か月を超えて入院した時
- ③所得制限を超えている時

※原爆被爆者介護手当、公害被害補償の手当、予防接種法の手当を受給している場合は差額が支給されます。

環境

一般家庭・公共施設からの もやせるゴミ排出量・ 紙類の資源化量の比較

問 住民環境課環境係 ☎801-5824
もやせるごみ

月	排出量	前年度比
2月分	481,270kg	+25,210kg
累計	5,865,930kg	▲228,230kg

リサイクルできる紙類

月	排出量	前年度比
2月分	53,770kg	+6,500kg
累計	563,060kg	▲36,830kg

紙類は種類ごとに回収しています。後出しが多くなっていますのでご注意ください。**紙類に限らず、ごみは朝8時までに出しましょう。**

生活騒音などに 気を付けましょう

問 住民環境課環境係 ☎801-5824

生活していくうえで避けられない音、自分にとっては都合のよい音や快適な音が他の人によっては不快な音、うるさい音として受け取られることがあります。ご近所トラブルなどを防ぐため、環境省では次のような気づかいや気づばりをすすめています。

《騒音をなくす 5つの気づばり》

1. 時間帯に配慮しましょう
2. 音が漏れない工夫をしましょう
3. 音は小さくする工夫をしましょう
4. 音の小さい機器を選びましょう
5. ご近所とのおつきあいを大切にしましょう

「音」以外のことでまわりの人に配慮し、住みよい環境にしていきましょう。

暮らし

令和6年度は 固定資産の評価替えです

問 税務課固定資産税係 ☎801-5786

令和6年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、評価替えに伴い5月中旬に発送します。(第1期の納期限は5月31日金です。)公課証明、名寄帳(原本証明)は納税通知書発送後に発行できます。

4月は若年層の 性暴力被害予防月間です

4月は進学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、性犯罪や性暴力等の被害に遭うリスクが高まる時期です。10代・20代に対する性暴力の手口が巧妙になっています。同意のない性的行為の強要は、いかなる理由・関係性であってもすべて性暴力です。

もし、自分が同意していない性的な行為をされたら、それは性暴力です。ひとりで抱え込まずに相談してください。

●相談窓口

<性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター電話>

#8891

<警察性犯罪被害相談電話>

#8103

<性暴力に関する
SNS相談>

「Cure time」



身体障害者等に対する 軽自動車税(種別割)の 減免手続き

問 税務課住民税係 ☎801-5785

障害のある方および障害がある方と生計を一にしている方が所有されている軽自動車で、一定の要件を満たす場合に、申請により軽自動車税(種別割)の減免が適用されます。納期限(5月31日)の7日前までに手続きが必要となります。

昨年度に減免の決定を受けた方には、4月中旬に「長与町軽自動車税(種別割)減免に係る現況届」を送付します。

詳しくは税務課までお問合せください。

戸籍が本籍地以外の 窓口でも取れます。

問 住民環境課住民係 ☎801-5825

✉ jumin@nagayo.jp

所 住民環境課住民係窓口

今まで本籍地でしか発行できなかった戸籍証明書が長与町(最寄りの市区町村)の窓口で発行できるようになりました。

請求できる戸籍

請求者から見て、本人・配偶者・直系尊属(親・祖父母…)・卑属(子・孫…)の記載があるもの。

※兄弟姉妹の戸籍は対象外です。

請求の方法

請求者本人が窓口で顔写真付き公的身分証(運転免許証・マイナンバーカード等)を提示して請求してください。

源泉徴収票義務者のみなさまへ 所得税の定額減税が 実施されます

令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、所得税の定額減税(1人あたり最大3万円)が実施され、令和6年6月支給の給与に係る所得税額から控除を開始することとなります。

詳しくは国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度開設動画やQ&Aなどの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、税務署では、定額減税制度に係る説明会(事前予約制)を実施します。説明会の情報は、特設サイトをご覧ください。どうか、最寄りの税務署へお問合せください。

定額減税
特設サイト



被害者支援員養成講座の 受講者募集

問 (公社)長崎犯罪被害者支援センター
☎820-4978

時 6月～11月の第2・第4土曜日
13時～16時

所 長崎県労福祉会館(長崎市桜町)

対 20歳以上で被害者支援に関心があり、ボランティア活動に意欲がある方

内 犯罪被害者等に対する支援活動や広報活動のサポートを行うボランティアを養成します。

定 15人程度

申 4月1日(日)～5月10日(金)

ふれあい農園使用者募集

問 産業振興課 ☎801-5836

町では6箇所のふれあい農園を開設し、貸出しを行っています。

時 使用期間 許可日～令和7年3月31日

所 募集地区 平木場(15区画)、
高田(3区画)、高田II(5区画)

対 町内在住の個人またはグループ

内 栽培種目 一年生草植物(野菜、花など)

申 ふれあい農園使用許可申請書を産業振興課へ提出

受付 4月8日(日)～(先着順)



Information Board

くらしの情報

問 問合せ 時 とき
料 料金 申 申込み

所 ところ 対 対象 内 内容 定 定員
☑ 締切 他 その他

求人

人権相談・行政困りごと なんでも相談

問 総務課行政係 ☎801-5781
合同相談所を開設しています。事前予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

【人権相談特設相談・行政困りごとなんでも相談】

- **時** 4月16日(火) 13時～16時
所 ふれあいセンター
- **時** 5月21日(火) 13時～16時
所 上長与公民館

人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめ、隣近所とのトラブルなど、人権に関する様々な相談を受け付けます。
【常設人権相談所(長崎地方法務局)】

時 月曜日～金曜日
8時30分～17時15分(祝日を除く)
所 長崎地方法務局 ☎0570-003-110

行政困りごとなんでも相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事など、行政に関する苦情や要望を受け付け、解決や改善を図ります。

長崎行政監視行政相談センター
☎849-1101

長与町公共施設等管理公社 嘱託職員(学校用務員)募集

申・問 町公共施設等管理公社事務局
(役場公用車庫2階)
☎883-1106

時 面接試験 5月9日(木)

対 応募資格
・町内在住の18歳以上の方(学生を除く)
・普通自動車免許所持の方
・令和6年6月1日から勤務可能な方

内 職 種 学校用務員(嘱託)
・教育委員会と学校の連絡調整
・学校行事などの補助
・学校の環境整備 など
勤務時間 8時～16時(休憩45分)
初任給 151,400円(令和6年度)
休 日 土曜日、日曜日、祝日、
他管理公社規定による
賞 与 年3.0月
雇用期間 1年ごとに更新
その他 労災、社会保険あり
採用予定日 令和6年6月1日

定 1人
申 JIS規格履歴書に写真を添付し事務局へ持参

☑ **受付期間** 4月15日(月)～26日(金)
土、日、祝日を除く9時から17時

自衛官募集

申・問 自衛隊琴海地域事務所
☎884-2809
「将来、自衛隊への進路を考えている方へご案内」
事前に、イベントや見学等参加してみませんか?また、募集の制度などをご説明いたします。将来の就職・進学に向け、早めのご相談お待ちしております。



水道検針員登録者募集

問 上下水道課料金総務係 ☎801-5831

対 応募資格
・満20歳～60歳の心身共に健康で体力に自信のある方
・水道料金、下水道使用料に滞納がないこと
・町内在住者で年間を通して業務に従事できること
・原動機付自転車以上の免許取得者
・複数年働いていただける方

内 毎月(9日～14日)の水道検針業務
申 上下水道課窓口にて申込書に記入
他 詳しくは町ホームページおよび水道局ホームページをご覧ください。

健康・福祉・介護 後期高齢者医療についてのお知らせ

問 健康保険課保険係 ☎801-5821

● **保険料(年額)が引き上げられます**
保険料は、2年ごとに見直すことになっています。令和6・7年度の保険料は、次の表のとおりです。

所得割率	9.03%	→	10.31%^{*1}
均等割額	49,400円	→	52,400円

注1 緩和措置の条件に該当する場合…令和6年度は9.52%

● **賦課限度額(年額)が引き上げられます**
「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、令和6年度から保険料の賦課限度額が次のとおり引き上げられます。

賦課限度額	66万円	→	80万円^{*2}
-------	------	---	--------------------------

注2 緩和措置の条件に該当する場合…令和6年度は73万円

● **保険料の計算方法について**
年間の保険料額は、次の方法で計算して個人ごとに決定します。令和6年度の年間保険料は、令和5年中の所得状況などに基づき、7月に決定・通知予定です。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{年間保険料} \\ \text{(限度額80万円)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{52,400円^{*3}} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額43万円)} \\ \times 10.31\% \text{ (所得割率)} \end{array}}$$

注3 所得に応じて軽減措置があります。